

令和7年度更新安曇野市ホームページシステム利用契約
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 令和7年度更新安曇野市ホームページシステム利用契約の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、令和7年度更新安曇野市ホームページシステム利用契約公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本事業の契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

3 参加者が1事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全委員の評価点の平均が満点の6割を下回る場合は、不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部秘書広報課秘書広報担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月3日から施行する。
- 2 この要領は、契約を締結した日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

委員名等は非公表

別表2（第6条関係）

企画提案書等を特定するための評価基準

評価に当たっては、以下の「評価項目」に基づき、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により総合的に判断する。

審査項目	評価基準	配点
構築体制	(1) 今回の構築に関する提案者の基本的な考え方や取り組みの方針	1～5
	(2) 提案者のノウハウや強み	1～5
	(3) 人員体制	1～5
	(4) システム構成・データセンターの仕様	1～5
閲覧者にとって見やすく、分かりやすいホームページ	(1) ユーザビリティに対する考え方と本契約での対応方針	1～10
	(2) サイト構成・構造	1～5
	(3) スマートフォン等への対応	1～5
	(4) 目的とするページへの誘導方法	1～5
職員にとって使いやすいCMS	(1) CMSの概要	1～5
	(2) コンテンツの作成・公開方法	1～10
	(3) アクセシビリティ対応への基本的な考え方とサイト内のアクセシビリティレベルを継続的に維持するための実現方法	1～10
	(4) ページの管理、メンテナンス方法	1～10
	(5) ページ・データ移行の方法、手順、スケジュール、本市の役割	1～10
独自提案	上記のほか、閲覧者や職員にとって有益な提案	0～10